

令和元年度
上野原市地域公共交通活性化協議会委嘱式及び第1回同協議会
議事要旨

日 時：令和元年6月21日（金） 午前10時から午前11時30分

場 所：上野原市役所 2階 会議室E

出席者：委員19名（3名代理出席、1名欠席）

事務局：清水部長、尾形課長、小俣リーダー、上條

委嘱式（次第）

1. 開式
2. 委嘱状交付
3. 市長のあいさつ
4. 閉式

協議会（次第）

1. 開会
2. 協議事項

◆協議第1号

上野原市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

◆協議第2号

役員選出について

◆協議第3号

～上野原市地域公共交通再編整備事業～事業報告について

◆協議第4号

平成30年度上野原市地域公共交通活性化協議会決算について

◆協議第5号

監査報告について

◆協議第6号

～上野原市地域公共交通再編整備事業～事業計画（案）について

1. デマンド交通（生活交通確保維持改善計画認定申請を含む）
2. 路線バス
3. 地域公共交通の再々編（中心市街地循環バス等）

◆協議第7号

令和元年度上野原市地域公共交通活性化協議会予算（案）について

3. その他
4. 閉会

【委嘱式】

1. 開式（市民部長）

それでは、定刻となりましたので、ただ今から上野原市地域公共交通活性化協議会委嘱式を開式いたします。

はじめに、互礼を行いますので、皆様、ご起立願います。

相互に礼。ご着席ください。

はじめに、江口市長より、人事異動等で変更となった委員の皆様に委嘱状の交付をさせていただきます。

江口市長が皆様の席を回り、委嘱状を交付させていただきますので、お受け取りください。

2. 委嘱状交付（市長）

3. 市長あいさつ（市長）

上野原市地域公共交通活性化協議会委嘱式、並びに、このあと開催されます令和元年度第1回目の協議会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

さて、上野原市におきましては、「上野原市地域公共交通網形成計画」の前身である「地域公共交通総合連携計画」に基づき、デマンドタクシーの導入等を行い、高齢者や運転困難者を中心とした交通弱者への対応や交通空白地域の点在等、上野原市が抱える課題への対応を図ってきたところでございます。

しかしながら、平成29年度に作成しました「上野原市地域公共交通網形成計画」の中で実施した市民、路線バス利用者、デマンドタクシー利用者を対象としたアンケート調査の結果を見ますと、路線バスやデマンドタクシーが市民の移動手段として必要不可欠なものとなっている一方、改善に向けてのご意見、ご要望もあることから、地域公共交通の安定確立に向けて対応していかなければならないものと再確認しているところであります。

このような中、平成30年4月1日に上野原駅南口駅前広場が供用開始となり、これまで北口の狭く危険なスペースで乗り降りしていたバス、タクシーがより利用しやすい南口に移転した状況も踏まえ、効率的かつ持続可能な公共交通の確保、維持の方策について、今後も引き続き検討して参りたいと考えております。

地域の公共交通は、その地域の活性化及び市民の利便性の向上のために非常に重要なインフラ政策のひとつであると考えております。委員の皆様には、それぞれの見地からご意見を頂戴し、地域公共交通再編事業として、中心市街地を循環するバスの導入等、具体的な事業に早急に取り組むことが必要だと考えておりますので、何かとご多用のこととは存じますが、ご協力のほど、改めてお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。

よろしく願いいたします。

4. 閉式（市民部長）

以上をもちまして、上野原市地域公共交通活性化協議会委嘱式を閉式いたします。

最後に、互礼を行いますので、皆様、ご起立ください。

相互に礼。ご着席ください。

【令和元年度第1回上野原市地域公共交通活性化協議会】

1. 開会（担当リーダー）

事務局員の紹介

（司会）

それでは、これより協議事項に入りますが、本日の会議につきましては、代理による出席も含めまして、出席委員19名、欠席委員1名でございます。出席委員が過半数に達しておりますので、協議会規約第8条第2項の規定により、この会議は、成立しております。

なお、同規約第8条第1項の規定により、会長が議長となることになっておりますので、佐々木会長どうぞよろしくお願いいたします。

2. 協議事項

（議長）

早速でございますが、協議の方を開始させていただきます。

お手元の次第に従いまして、協議を進めさせていただきます。

本日の協議は、第1号から第7号までとなります。

まず、協議第1号、上野原市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正についてを事務局より説明させていただきます。

（事務局）

説明に入ります前に、資料の確認をさせていただきたいと思えます。

まず、事前に配布させていただきました資料が、通知文と次第、そして、資料No.1～13を一つにホチキス留めしたものの3点でございます。厚い資料に付いている青いインデックスは、資料番号を示しています。

また、本日配布させていただきました資料が、本日の座席表1枚、資料No.13の訂正後の資料、そしてバスの写真の3点でございます。

資料の不足などございませんでしょうか。

よろしければ、協議第1号、上野原市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正についてご説明させていただきます。

資料No.1をご覧ください。

改正の理由でございます。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第2項第2号及び第6条第2項第3号の団体等の名称が変更されたこと等に伴い、規約を改正する必要があります。

具体的には、3ページ、A4横の新旧対照表をご覧ください。向かって左側が現行、右側に改正（案）です。

No.3、No.12については、平成31年4月1日に「富士急山梨バス株式会社」が「富士急バス株式会社」に社名変更したもの、No.8は、平成31年4月1日、上野原市役所の組織改編により、上野原市建設経済部が上野原市建設産業部に変更となったもの、また、No.18については、佐々木会長の所属先が変更されたためによるものです。4ページ以降に今回の改正後の協議会規約を付けましたのでご確認ください。

以上で、協議第1号のご説明とさせていただきます。

(議長)

ただいま、協議第1号について、事務局から説明がありました。協議第1号について、ご質問等がございますでしょうか。

ないようなので、協議会第1号については、よろしいでしょうか。

それでは、協議第1号につきましては異議がございますか、異議がないようですので、本件については承認いたします。

(議長)

続きまして、協議第2号、役員選出についてですが、規約第7条第1項で会長が指名となっております。

今回、監事2名とも所属団体の長の変更により、同時に協議会委員も変更となっております。ついては、監事の役職も併せて前任者の残任期間を務めていただくということで、上野原市区長会の小俣委員、上野原市商工会の石井委員の2名にお願いしたいと思います。

これについて、いかがでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(議長)

ご了解いただきまして、ありがとうございます。

(事務局)

ただ今、佐々木会長より監事の指名がありました、上野原市区長会長の小俣委員、上野原市商工会の石井委員におかれましては、どうぞよろしく申し上げます。

(議長)

続きまして、協議第3号、上野原市地域公共交通再編整備事業事業報告について、事務局に説明を求めます。

(事務局)

はい、議長。

それでは、協議第3号、上野原市地域公共交通再編整備事業事業報告について、ご説明させていただきます。

資料No.の3をご覧ください。

平成23年3月策定の「上野原市地域公共交通総合連携計画」及び平成30年3月に策定の「上野原市地域公共交通網形成計画」により進められて参りました上野原市地域公共交通再編整備事業につきましては、路線バス、デマンドタクシーそれぞれの長所をより一層引き出しながら改善を加え、継続実施していく必要があるとともに、上野原駅南口駅前広場供用開始など、状況変化を見据えた地域公共交通の再々編について、継続して検討していく必要があるとの認識のもと、次のとおり事業を実施いたしました。

1. デマンド交通です。平成25年10月から本格運行を開始いたしました「上野原デマンドタクシー」につきましては、交通空白地域の解消や交通弱者を中心とする市民の移動手段として大きな役割を果たしていることから、改善を加えながら継続して確保していく必要があるとの認識のもと、計画どおり運行を継続しつつ、利用データなどの収集、分析等

を実施いたしました。

また、平成30年度の運行委託契約については、複数年契約での利用者の混乱回避や運行委託事業者の安定運行の確保などの利点を生かすため、平成30年10月から2年間の長期継続契約を締結しました。

それではここで、資料No.4の、A3の資料になりますが、「上野原デマンドタクシー利用等状況」をご覧ください。

この資料につきましては、上野原デマンドタクシーにつきまして、令和元年5月末までの利用等状況を取りまとめたものとなっております。

資料の1枚目は、総括表となっております。資料の2枚目以降は、その詳細版となっております。

詳細版につきましては、文字が大変小さくなってしまい申し訳ありません。

こちらは、お時間のある際にご確認いただければと思います。

資料の1枚目の総括表をご覧ください。

ここで訂正のお願いがございます。

上段、中段、下段に表があり、それぞれ一番上の水色になった部分が、令和元年5月までの累積の数字が記入されておりますが、その表記がH23年10月～H31年1月ということになってしまっております。正しくは、H23年10月～R1年5月となりますので、訂正をお願いします。

さて、それでは、上から順に見て参りますが、まず、利用申込者数でございます。

本年5月末までの利用申込者数は、全地域合計で3,754人となっております。

本年6月1日現在の市の人口が23,158人でございますので、人口の16%程度の方が利用申込を行っている計算となります。

次に、横に移りまして、利用者数でございますが、平成23年10月の実証運行開始以降、本年5月末までに、延べ112,124人の利用がございました。

この数値を運行日数で割りました1日あたりの利用者数は、64.65人、運行可能であった便数で割りました1便当りの利用者数は、1.60人となっております。

また、男女別の利用割合でございますが、こちらは女性の利用が圧倒的に多く、5月末までの比率では、女性が77.6%を占める結果となっております。

さらに、年代別の利用割合でございますが、高齢者の利用が圧倒的に多く、5月末までの比率では、60歳以上が88.6%を占める結果となっております。

次に2段目、こちらの利用者数が便別の利用割合でございます。

奇数の便は、各地域から中心市街地へ来る便、偶数の便は、中心市街地から各地域へ行く便となります。

奇数の便では、1便が26.6%で最も多く、次いで3便の16.1%となっております。

また、偶数便では、6便が18.9%で最も多く、次いで4便の18.1%となっております。

さらに、その横の奇数便と偶数便の比率を見ますと、奇数便が50.76%と、若干ではありますが、各地域から中心市街地へ来る便の比率が高くなっておりまして、本格運行がはじまったころから比率が逆転してきている状況がございます。

これは、薬局が行っている無料で自宅まで送るサービスの影響が大きいものと考えております。

なお、総括表には掲載してございませんが、中心市街地に設けた停留所で利用率の高かった停留所についてもご報告させていただきます。

中心市街地に設けた停留所で利用率の高かった停留所につきましては、詳細資料の11ページ、12ページで確認できるように、奇数便の中心市街地へ来る便では、市立病院や梶谷整形外科、また、大堀バス停という、スーパー公正屋を利用する可能性が高い停留所になりますが、この3箇所が上位となっております。

反対に、偶数便の中心市街地から各地域へ行く便では、スーパー公正屋に近い大堀バス停やスーパーオギノ、市立病院が上位となっております。

続きまして、総括表の一番下の段になりますが、運行収支の状況でございます。

実証運行開始以降、5月までの収支率、徴収金額を委託料で割った数値につきましては、18.81%となっております。

直近3ヶ月の数値を見ますと、委託料が概ね300万円程度、徴収金額が約50万円、差額が250万円程度となっております。この状況が1年間継続すると仮定しますと、委託料が年間3,600万円ほど、徴収料金が600万円ほどとなりまして、協議会から運行業者へ支払われる金額につきましては、3,000万円ほどとなる計算になってございます。

なお、本格運行開始後につきましては、協議会への直接補助ではないのですが、国の補助金をいただく形となっております。本年9月までの予定額を含め、トータルで約33,472千円の補助金を活用している状況となっております。

続きまして、運行回数、稼働率の状況でございます。

こちらの表の常用車両と予備車両という区分けでございますが、常用車両につきましては、1日に各方面ごとに8便の運行を予定する中で、予約があり運行する場合と、予約がなく運行しない場合があります。1台目の車両のことを言います。

また、予備車両につきましては、1台目の常用車両で乗りきれない4名を超える予約があった場合などに、追加で運行していただく2台目の車両のことを言います。

本年5月末までの常用車両の稼働率は64.5%で、1日8便の内5回以上は、予約があり運行した計算となります。

また、予備車両の稼働率は7.4%でございまして、1日8便の内0.6回程度、1台目の常用車両で乗りきれない予約などが入り、2台目を運行した計算となります。

次ページ以降の詳細版につきましては、実車距離等の状況も掲載してございますが、本日は割愛させていただきたいと思っております。

全体を通じて、上野原デマンドタクシーにつきましては、高齢者等の通院や買い物のために欠かせないものになっていると考えております。

以上が、デマンド交通についての状況でございます。

資料No.3の事業報告にお戻りください。

2の路線バスでございます。

これまで、コモアしおつ方面への路線延長やデマンド交通運行地域における減回等を行

って参りました路線バスにつきましては、デマンド交通と同様の理由で、改善を加えながら継続して確保していく必要があるとの認識のもと、路線バス、タクシー事業者と事務局は、月1回程度開催している会合を利用しまして、上野原駅南口駅前広場の供用開始後の路線に関する協議等を実施いたしました。

また、平成30年4月から新井線において、同年4月に供用開始した総合福祉センターと以前から乗り入れの要望があった市立病院へ経由する便を1日3往復、運行を開始しました。

利用者数等の詳細については、資料No.5「路線バス市立病院等経由便の利用状況」をご覧ください。

1ページ目は、上野原駅から新井へ向かう便、2ページ目は、折り返し新井から上野原駅へ向かう便となっております。

運行開始から一年、月によってばらつきはありますが、徐々に増加傾向にあります。

続いて、「路線バスコモアしおつ地区経由便の利用状況」につきましては、運行開始以来、乗降調査を行ってききましたが、デマンドタクシーと重複する時間帯で、デマンドタクシーの利用に転換したと思われる、乗客の少ない便について見直しをする方向で検討して参りました。

資料No.の6、「コモアしおつ地区経由便の利用状況について」の中では、1ページ目に上野原駅からコモアしおつを経由し、太田上、犬目方面に向かう往路の1便あたりの平均乗車人数は、0.67人という数値となっており、また、2ページ目に先ほどとは逆の復路でございますが、1便あたりの平均乗車人数は、0.92人となっております。

特に見ていただきたいのは、平成29年10月から平成30年9月までの間で、往路1便あたり0.23人、復路1便あたり0.36人と最低を更新しました。

3ページ、4ページについては、その詳細な資料となりますので、お時間あるときにご確認ください。

先ほど申し上げました、コモアしおつ地区について、路線バスの利用からデマンドタクシーの利用に転換している様子を表しているのが、資料No.7の「デマンドタクシーコモアしおつ地区の利用状況について」ですので、こちらをご覧ください。

1ページ目には、コモアしおつ地区に7つある停留所のデマンドタクシーの乗り降りの合計人数を表したもので、平成27年と28年の間で225人増えております。反対に、路線バスの方では、平成27年以降、前年の半分ほどに減少しております。

2ページ目は、デマンドタクシーの利用状況の詳細となっております。

続きまして、再度、資料No.の3、事業報告にお戻りください。

裏面の2ページ、3の地域公共交通の再々編でございます。

平成30年4月1日に上野原駅南口駅前広場が供用開始となり、これまで北口に整備されていたバスやタクシーの乗降場所が南口に移転等、交通状況等に変化が生じ、また、県や国においても地域公共交通関連の施策に変化が生じるなど状況の移り変わりが激しくなっている中、今後の地域公共交通については、皆が暮らしやすく訪れやすいというような、地域社会づくりの一環として進めていく必要があるとともに、効率的かつ持続可能な公共

交通の確保、維持の方策を今後も継続して模索していく必要があるとの認識のもと、関係事業者と事務局は、月1回程度の会合を実施しました。

また、上野原市地域公共交通網形成計画の実施事業として挙げられている中心市街地循環バスの運行について、路線バス事業者である富士急バス株式会社と協議を行って参りました。

以上、長くなりましたが、協議第3号のご説明とさせていただきます。

(議長)

ただ今、協議第3号について、事務局から説明がありました。

協議第3号について、ご質問等はございますでしょうか。

協議第3号については、よろしいでしょうか。

それでは、協議第3号につきましては、承認することにご異議ございませんか。

異議がないようですので、本件については、承認いたします。

(議長)

続きまして、協議第4号、平成30年度上野原市地域公共交通活性化協議会決算について事務局に説明を求めます。また、その後続けて、関連のあります協議第5号、監査報告について監査委員さんから報告をお願いします。

(事務局)

はい、議長。

それでは、協議第4号、上野原市地域公共交通活性化協議会決算についてご説明させていただきます。

資料No.の8をご覧ください。

はじめに、上段の表の歳入でございます。

まず、1の負担金でございますが、本協議会に対しての上野原市の負担金となります。予算現額28,693,000円に対し決算額は25,721,000円で、予算現額に対し決算額は2,972,000円少なくなっております。この理由としましては、当初の想定よりもデマンドタクシーの運行委託費が少なくて済んだことから、繰越金が多額になることを避けるため、上野原市からの負担金を減少させたものでございます。

次に、2の補助金でございますが、補助金の収入はございませんでしたので、予算現額1円に対し決算額は0円で、予算現額に対し決算額は1円少なくなっております。

次に、3の繰越金でございますが、前年度の協議会会計からの繰越金でございます。予算現額495,677円に対し決算額は予算額と同額の495,677円となっております。

次に、4の諸収入でございますが、予算現額4,435,322円に対し決算額は4,436,039円で、予算現額に対し決算額は717円多くなっております。

この内、4,436,000円は、国から各運行事業者に支払われました平成28年10月から平成29年9月までの運行に対する国庫補助金を協議会へ入金いただいたものとなっております。千円未満の39円が預金利息となっております。

歳入の合計としましては、予算額33,624,000円に対し決算額は30,652,716円で、予算現額に対し決算額は2,971,284円少なくなっております。

次に、下段の表の歳出でございます。

まず、1の運営費の1の会議費でございますが、こちらは委員さんへの報酬と交通費になります。予算現額60,000円に対し決算額は35,532円で、予算現額に対し決算額は24,468円少なくなっております。

次に、1の運営費の2の事務費でございますが、協議会の開催通知の郵便料や消耗品費として支出しております。予算現額20,000円に対し決算額19,226円で、予算現額に対し決算額は774円少なくなっております。

1の運営費の予算現額合計80,000円に対し決算額54,758円で、予算現額に対し決算額は25,242円少なくなっております。

次に、2の事業費の1の事業費でございますが、予算現額33,384,000円に対し決算額29,965,969円で、予算現額に対し決算額は3,418,031円少なくなっております。ここでは、デマンドタクシーの運行委託費や利用登録証等の発送のための郵便料、その他消耗品の購入費として支出しております。

次に、3の予備費でございますが、予算現額160,000円に対し決算額0円でございます、こちらの予算につきましては支出することはありませんでした。

歳出の合計としましては、予算現額33,624,000円に対し決算額30,020,727円で予算現額に対し決算額は3,603,273円少なくなっております。

歳入合計30,652,716円に対しまして歳出合計30,020,727円、差引残高は631,989円となりまして、この残高につきましては、令和元年度の協議会会計に繰り越すこととなります。

なお、これまでの経過をご説明した上で、今回監事に指名されました区長会の小俣委員さんと商工会の石井委員さんに、過日、会計監査を行っていただいておりますので、この後、区長会の小俣監事さんの方から監査報告をいただきたいと思っております。

以上で、協議第4号の説明とさせていただきます。

(議長)

続きまして、監査報告を小俣監事さんからお願いいたします。

(小俣監事)

それでは、監査報告をさせていただきます。

上野原市地域公共交通活性化協議会規約第7条第2項の規定により、平成30年度上野原市地域公共交通活性化協議会決算について、帳簿並びに関係書類を監査したところ、正確かつ適正に処理されていると認め、これを報告いたします。

令和元年6月21日、上野原市地域公共交通活性化協議会監事小俣亮、同じく石井明文。

(議長)

ありがとうございました。ただ今、協議第4号について事務局からの説明と協議第5号について小俣監事さんから報告がありました。

協議第4号と協議第5号について、何かご質問等はございますでしょうか。

協議第4号、協議第5号につきましては、よろしいでしょうか。

それでは、協議第4号、協議第5号につきましては、一括して承認することにご異議ご

ございませんか。

異議がないようですので、本件については、承認いたします。

(議長)

続きまして、協議第6号、上野原市地域公共交通再編整備事業事業計画（案）について、事務局より説明を求めます。

(事務局)

それでは、協議第6号、上野原市地域公共交通再編整備事業事業計画（案）について、ご説明させていただきます。

資料No.10をご覧ください。

上野原市地域公共交通再編整備事業の事業計画（案）でございます。

この事業計画につきましては、「上野原市地域公共交通総合連携計画」に続き、新しく作成した「上野原市地域公共交通網形成計画」において、路線バスやデマンドタクシーそれぞれの長所をより一層引き出しながら改善を加え、継続実施していくために、また、上野原駅南口駅前広場の供用開始後の状況変化に対応する地域公共交通の再々編について、継続して検討していくために、事業計画として策定するものでございます。

はじめに、1. としまして、デマンド交通について記載させていただいております。

先ほど、「上野原デマンドタクシー」の利用等状況をご報告させていただきましたが、その利用者数等を見ましても、特に高齢者を中心とする市民の生活に欠かせない移動手段となつてございます。

従いまして、「上野原デマンドタクシー」につきましては、運行を継続しつつ、利用データなどの収集、分析等を実施していく計画を案とさせていただきました。

2 ページをご覧ください。

はじめに、(1) の名称でございますが、これまでと同様に「上野原デマンドタクシー」とし、(2) にございますように、上野原市地域公共交通活性化協議会が事業主体となって実施することとしています。

次に(3)の運行委託事業者でございますが、先ほども申し上げましたとおり、運行委託事業者が運行地域を移った際の利用者の混乱回避、また、運行委託業者の安定運行の確保などのため、平成30年10月からの運行については、2年間の長期継続契約を締結している関係上、令和元年10月から令和2年9月までの運行委託業者は、平成30年8月22日執行の入札結果により、次の5社となります。

次に(4)運行開始予定日でございますが、今年の10月1日の火曜日から運行を開始することとし、(5)の運行日につきましては、これまでと同様に、月曜日から金曜日までの平日に運行する計画となっております。

また、(6)の運行地域でございますが、こちらもこれまでと同様に第1.1地域から第4地域までの5地域5エリアを、それぞれ常用車両と予備車両を1台ずつ配車して運行する計画となっております。

3 ページをご覧ください。

(7)の運行時間及び運行便数でございますが、こちらもこれまでと同様に、8時から17

時までの間に合計8便、1便毎の運行時間を概ね1時間以内としまして計画してございます。

各便の出発時間につきましては、ここに記載しているとおりで現状問題が一番少ないものと考えておりますが、利用者からの様々な要望もございまして、1便あたり概ね1時間の運行時間の中で、その利用状況により事務局調整案で事業者が手続きを行うことができるものとさせていただきたいと考えております。

次に(8)の運行形態でございまして、こちらでもこれまでと同様でございまして。利用登録制で電話予約を必要とする、また、利用者の自宅付近の停留所と中心市街地の停留所を結ぶデマンド型乗合運行とする、同一地域内での利用も可能とするが、中心市街地の停留所間の移動には利用することができない、乗車定員を超える必要がある場合には台数を増加し、予約がない場合には運行を行わない、中心市街地から各地域へ向かう便については、各地域間の乗り継ぎに配慮し、上野原市役所を起点とする計画となっております。

次に(9)の運行車両でございまして、こちらでも現状から変更をせず、より効率的で効果的であると運行を受託する事業者が判断するのであれば、セダン型にこだわらず、ワゴン型の運転手を除く乗車定員9人以下の車両までの運行を可能とする計画となっております。

次に(10)の運賃でございまして、ここに記載してございましては、1回、片道の乗車運賃でございまして。こちらでも変更はございませませんが、中学生以上につきましては500円、小学生につきましては半額の250円、小学生未満につきましては、無料という設定を基本とさせていただいております。

また、中心市街地に近い一部の地域と同一地域内での移動につきましては、中学生以上300円、小学生150円の設定にしております。

4ページをご覧ください。

(11)の停留所でございまして、地域内の停留所につきましては、幹線道路沿いだけでなく、停留所までの移動負担を軽減できるよう、きめ細かく設置することとしています。

また、中心市街地の停留所につきましては、医療機関をはじめ商業施設や公共施設等へ設置することとしております。

現段階では、安全上の問題等もある関係で、大きく位置を変更する予定はございませんが、さらに検討を加え、運行開始日までに、より利便性の高い停留所となるよう取り組んで参りたいと考えております。

次に(12)の利用者でございまして、こちらにつきましても変更はなく、市民、市民の親族及び市内に住居を有する者で、あらかじめ利用登録を行った者としております。

次に(13)の利用方法でございまして、事前に電話で予約する、予約は利用日の1週間前から、受付時間は平日の8時30分から17時まで、締切時間は1便のみ前日の17時までとし、その他の便につきましては当日の便ごとに定める時間とする計画となっております。また、利用当日に予約した停留所で乗り降りし、乗車時に利用登録証を提示、降車時に運賃を支払うという内容となっております。

次に(14)でございまして。デマンド交通に関する最後の項目になりますが、上野原デマンドタクシーの運行を受託した事業者は国の補助金事業を活用して実施することとし、各事業者に交付された補助金については、上野原市地域公共交通活性化協議会が補助金交付

前に前払いしていた分として協議会へ戻入いただき、その後の協議会の事業に活用していくこととしております。

この補助金に関連しまして、資料No.11の「生活交通確保維持改善計画認定申請書」をご覧ください。

こちらは、国の補助対象事業としていただくために、提出が必要となるものでございます。

記載内容につきましては、これまで申し上げて参りましたデマンド交通に関する事業計画とほぼ同様の内容となっております。

なお、今後の皆様のご協議や事務局と国とのやりとりの中で、申請書に記載した内容を修正しなければならない箇所が生じる可能性がございますので、ご承知おきいただきたいと思います。

説明が長くなって申し訳ありませんが、No.10の事業計画（案）に戻っていただき、5ページをご覧ください。

事業計画（案）の2.としまして、路線バスについて計画しております。

「路線バスコモアしおつ地区経由便」については、先ほどご説明申し上げましたが、運行開始以来、乗降調査を継続して、ここ数年の利用率の低い状況をコモアしおつ自治会に資料提供を行いながら注視してきましたが、デマンドタクシーと重複する時間帯の乗客の少ない便について、見直しをする方針で路線バス事業者の富士急バス株式会社と協議を進めていきます。

また、上野原駅から新井光電製作所前行きの市立病院、総合福祉センターを経由する便については、今後も引き続き、乗り降りの利用状況等を把握し、循環バス導入の基礎資料としていきたいと思っております。

それから、デマンド交通運行地域における、さらなる路線バスの減回や上野原駅南口駅前広場の供用開始に伴う路線等の変更については、より効率的で効果的かつ持続可能な交通網を構築するため、関係事業者と事務局が、十分に協議、調整を継続して行うこととしています。

次に事業計画（案）の3.地域公共交通の再々編でございます。

先ほども申し上げましたとおり、上野原駅南口駅前広場の供用開始に伴い、駅北口のバスやタクシーの乗降場所の駅南口駅前広場への移転、また、駅周辺にホームセンター、スーパー等の商業施設が新たに設けられ、今後も交通状況等に大きく変化が生じてくる可能性があります。また、運転免許証の返納促進への対応が急がれるなど、新たな課題も出てきております。

今回、「上野原市地域公共交通網形成計画」の実施事業にある「中心市街地循環バス」の運行について、協議を重ねてきた結果、富士急バス株式会社のご協力のもと、令和元年10月から運行する準備段階の協議が整ったことから、今回議題に挙げることができました。

詳細については、資料No.12-2「上野原市中心市街地循環バス実証運行業務仕様書（案）」のとおりですが、概要については、資料No.12-1「中心市街地循環バス運行計画（案）」をご覧ください。

富士急バス株式会社さんには、協議の際の資料の提供や想定の運行経路、運行時間帯、運行本数から収支計算のシミュレーションを行っていただき、その結果、運行計画（案）の作成に至ったものであります。

まず1つ目、運行開始と期間は、令和元年10月1日から2年間、実証運行を行います。

2つ目の運行経路は、資料No.12-3「上野原市中心市街地循環バス運行路線図（案）」をご覧ください。

上野原市役所から上野原駅の間を中心市街地を中心に、全17ヶ所のバス停を一つの系統とするものであります。その中には、新設のバス停として、上野原市役所と松留の巖島橋付近の2ヶ所を予定しております。

また、3つ目の運行時間帯と本数については、資料No.12-4「上野原市中心市街地循環バス時刻表（案）」をご覧ください。

平日の午前9時30分から午後3時30分までの間、午前5便、午後5便の合計10便が、右回り、左回りを交互に運行するものであります。

最後、4つ目の運賃については、消費税の増税を見据えながら、上限を設けて路線バスに準拠した料金と考えております。

また、バスのタイプですが、本日配布資料の写真をご覧ください。

こちらがポンチョと呼ばれるもので、2ドアの座席12席、最大36名まで乗車できるもので運行を考えております。

以上、長くなりましたが、協議第6号の説明とさせていただきます。

(議長)

説明の方、ありがとうございました。

事業計画（案）のデマンド交通、路線バス、新たな再々編として中心市街地循環バスの説明でしたが、ご質問等ございますでしょうか。

(委員)

本日、当協議会に委員として初めて出席させていただき、先ほど事業報告と事業計画（案）を聞いた中で、教えていただきたい点があります。

一つ目は、デマンドタクシーと路線バスの兼ね合い、関係性を教えていただきたい。

また、二つ目は、循環バスを導入するに当たり、市一般会計予算の公共交通では、前年と変わらないようですが、事業費はどのくらいかかるのか教えていただきたい。

(事務局)

路線バス、デマンドタクシーの関係性については、市内公共交通の役割分担に該当する問題となります。

デマンドタクシーは、路線バス、タクシーを補完する役割で、一步引いた立ち位置にあります。具体的には、主に朝夕の通勤通学時間帯を除いた昼間、各地域から中心市街地を往復する役割を果たしております。

また、路線バスについては、従来からの既存の公共交通で、通勤通学の時間帯を中心にその役割を果たしております。

もう一つが、循環バスの事業費について、収支計算の経過をご説明します。

富士急バス株式会社と市の協議の中で、収支計算の試算を行った内容としては、経常費用は、キロ当たり単価の見込数値を365円とし、循環バス1回りの距離、8キロメートルで1日10便、それが年間242日とすると19,360キロメートルとなります。これを365円で乗じると約700万円となります。また、経常収入としては、運賃をおおよそ150万円と想定してまして、差引きの経常損益は、550万円から560万円程度の赤字となる見込みです。そして、その赤字については、生活バス路線維持費補助金として、市が定める補助率で支出する形で運行を考えております。

(委員)

市の補助金が毎年3,000万円弱となっていますが、その範囲内に循環バスの経費も含まれているのですか。

(事務局)

既存の生活バス路線と新たな循環バスは目的が異なる部分がありますが、上野原市生活バス路線維持費補助金交付要綱に照らし合わせて、支出して行く予定です。

(委員)

その辺のところは、10月の運行開始に向けて富士急バスと市で協議しているとのことですが、現在の路線バスをこのまま維持して、なおかつ、導入時からの黒字は見込めない循環バスを運行していくと、先ほどの試算にあった約560万円に補助率を乗じた費用が年間予算額3,000万円に追加となります。

しかしながら、市が負担することが前提で協議しているところですが、市としても予算枠を増やすことはなかなか厳しい中で、乗客の著しく少ない既存路線バスの見直しであるとか、補助金の負担方法の考え方を含めて、予算額の増加を抑制させるよう協議をしている状況です。

(委員)

2点について教えていただきたい。

1点目は、資料No.12-1、中心市街地循環バス運行計画(案)について、10月から予定されているとのことですが、既存バス路線の空白時間帯に運行する循環バスの計画で、基本的にデマンドタクシーから循環バスに乗り継いで上野原駅へアクセスする、そういったデマンドタクシーに対する循環バスと考えてよいのですか。

2点目は、デマンドタクシーは運賃500円もしくは300円となっており、今回の循環バスについては、上限を設けて路線バスに準拠した料金としてありますが、要望としてデマンドタクシーから路線バスに乗り継いだ方には、登録証の提示によりワンコインとすることや回数券、定期券の発行など何か施策があるのか確認したいと思います。

(事務局)

1点目の回答としては、循環バスの導入の趣旨に関する部分ですが、デマンドタクシーとの乗り継ぎに加え、中心市街地にお住まいの方の交通の利便性の確保、中心市街地間の移動の手段として利用していただきたいと考えております。

2点目の回答としては、運賃については、まだ不確定な部分があり協議が必要ではありますが、実証段階の2年間は、路線バスに準拠した、距離に応じての料金が望ましいとい

う考えでおります。今後、ワンコインや定期券について検討していきたいと思っております。

(委員)

循環バス計画が実証運行の2年で終わってしまわないためにも、この2年の内からワンコイン運賃等に取り組んで行き、宣伝周知を行って、本格運行につなげて行くようお願いしたい。

(議長)

ただ今のご意見ご指摘のことについて、デマンドタクシー、路線バス、中心市街地循環バスのそれぞれの役割分担や、乗り継ぎの接続について連携して取り組んでいただき、また、循環バスの運賃についてワンコインやサブスクリプション方式（定額制）の先進事例もあるので、そうしたことも含めて10月まで使いやすい環境を整えていただきたいと思います。その他、ご意見等ございますでしょうか。

(委員)

この間、上野原市区長会の幹事会があり、ある地域からデマンドタクシーへの要望がありましたのでご紹介します。

1点目は、朝の通勤通学のためデマンドタクシーを利用したいが、現行の8時15分発では、間に合わないので、早めてほしい。

2点目は、市立病院の通院について、午後の診察が終了するのが午後3時過ぎのため、バスの最終便に乗り遅れてしまい、タクシーで帰らなければならない方がいる、そのためデマンドタクシーを遅い時間に変更をお願いしたい。

3点目は、デマンドタクシーは上野原駅まで行かないため、大きなターミナル、停留所を作りデマンドタクシーとバスがうまく乗り継げる場所が必要だと考えますので提案させていただきます。

以上3点について、よろしく議論の方をお願いします。

(事務局)

こちらについて、資料No.11の中にデマンドタクシーの時刻表がありますのでご覧ください。こちらは、登録された方にお渡ししているものですが、最も中心市街地から遠い停留所の出発時間はどの地域も8時15分となっております。

1つ目のご要望は、朝8時15分を1時間程度早めてほしいとのことです。

また、2つ目は、現在中心市街地を出発する最終便の8便が現在3時40分ごろ出発しておりますが、それをもっと遅い時間にしていただきたいと思いますとのことです。

こちらの2点については、昨年12月に西原地区飯尾行き及び秋山地区無生野行きの路線バスが、夕方と朝の便について、乗客が著しく少ないために廃止となった影響と考えられますが、こうした中で実際にどのくらいの人が必要としているのか把握できておりません。そのため、10月からの運行は、原案のままとし、今年度、事業者との打合せを行い検討していきたいと思っております。

また、最後のデマンドタクシーの上野原駅利用については、今回のご要望以外にも市長への手紙、また、お電話でご意見でいただいております、事務局の方でも把握しているところがございます。

現在の市内公共交通の役割分担では、上野原駅南口駅前広場へは路線バス、タクシーのいずれか利用しないと行けません。よって、デマンドタクシーでは、上野原駅に最も近い中心市街地の停留所である「大塚バス停」で路線バスに乗り継いでいただいております。

現状のデマンドタクシーの役割分担は、主に朝、夕の通勤時間帯を除く昼間、各地域から中心市街地までを往復することで、路線バス、タクシーとは一步引いた立ち位置となっております。事務局としては、現状ある公共交通が共存し、将来に渡って持続可能で、なくなることはないよう調整を図らなければなりません。引き続き市民の利便性と交通の効率化を図られるよう交通事業者と打合せていきたいと思っております。

(議長)

ただ今、ご指摘いただいた点につきまして、今までの経緯からデマンドタクシーの主な利用目的は買い物や通院、それに対して路線バスは、通勤通学等のためのものとなっている状況の中で、通院の帰りの手段として路線バスがないところは、デマンドタクシーでカバーしていくことが必要だと思っております。

また、デマンドタクシーの上野原駅の接続については、以前から話に出ているところですが、デマンドタクシーの役割は各地域と中心市街地との移動の手段で、上野原駅へは路線バスに乗り継いで使っていただきたい。その中で、今回議題に出しております路線バス、デマンドタクシー、循環バスの接続を重視し、デマンドタクシーで乗り降りの多い停留所を考慮しながら、接続ダイヤを考えて、改善を図りながら進めてもらいたいと思っております。

(委員)

高齢者の方からの意見には、上野原駅周辺に商業施設ができたので、デマンドタクシーの停留所を設けていただきたいという声が多くありますので、ご検討よろしく申し上げます。

(事務局)

ただ今、いただきましたご意見は、上野原駅南口の商業施設へデマンドタクシーの停留所を設置してほしいということですが、あの場所は、上野原駅に最も近い部分になり、先ほどご説明した、デマンドタクシーの役割分担としては、駅直近での乗り降りは難しい状況ですので、ご意見としてお伺いし、引き続き検討事項とさせていただきます。

(議長)

そこにつきましては、先ほど申し上げたとおり、以前と状況が変わり上野原駅周辺に商業施設ができたので、買い物ができるようになりました。今後、全体の体系としてどうするのか、検討していただくことになると考えております。

ご意見どうもありがとうございました。

その他、ご質問、ご指摘等ございますでしょうか。

(委員)

今回の会議の内容は、地域公共交通網形成計画の中の事業についてですが、上野原市においては、都市機能と居住を誘導する立地適正化計画を策定中で、立地適正化計画と地域公共交通網形成計画が両輪になって進めていくという、国の考えの中で進めていることだと思っております。

居住誘導区域を中心に中心市街地の循環バスを2年間実証運行する計画ですが、導入するにあたって、検証が必要だと考えます。

運行収支や利用者数の他に、商店街の売り上げや施設の利用者数の増加、中心市街地の歩行者の増加、運転免許証の自主返納が増えたなど、別の効果を検証して、発信すれば市民の皆様の関心が集まり、循環バスの継続につながると思いますが、このあたりについて、予定はあるのでしょうか。

(事務局)

循環バスの実証運行にあたって、今申し上げられたような取り組みは考えていないのですが、現在、路線バスの市立病院、総合福祉センターへ経由している便の利用者数は、富士急バスから資料提供をいただき、記録しているところですが、今後いただいたご意見を参考に付加していけるか検討していきたいと思えます。

(委員)

先ほど循環バスの路線図が示されたところですが、新たな停留所として設けるのが2ヶ所あります。しかし、今の昼間の時間帯の利用率から見ますと、この2ヶ所が増えたところで利用者が増加することは考えにくい部分があります。今後は、先ほどのご意見のような検証を取り入れて、いかにしてPRしていくかが課題で、市の方も新たな需要を見つけていく必要があると考えておりますので、ご意見をいただきながら進めていきたいと思えます。

(議長)

今ご指摘の点は、重要なことだと思えます。

街の中で円滑に移動するため、循環バスに乗っていただき、生活を便利にするのが目的のため、生活にどういった影響があったのかを測ることは、とても重要だと思えます。立地適正化計画もありますので、中心市街地にどれだけ人を運んでいるのか、商業への影響がどの程度あるのか、十分検証が必要だと思えます。いろいろな指標があると思えますが、検証していただくとうれしいと思えます。

また、上野原市においては、今年4月から高齢者運転免許証自主返納支援事業を取り入れておりますので、対象者に交付されるバス、タクシー共通利用券を使用していただきながら、公共交通を乗り継いでもらい、市内及び上野原駅へ移動すると同時に、乗り継ぎの環境も整えて、最近報道等で高齢者の事故が多くある中で、安心して運転免許証を返納できるような、公共交通で生活できる仕組みづくりをお願いしたい。

(委員)

循環バス運行計画(案)の中で、今回は運賃について具体的な案が示されておませんが、10月までに再度協議会を開催するのか教えていただきたい。

(事務局)

関東運輸局への申請を行う前に、再度協議会を開催するのかどうかのご質問ですが、ただ今ご説明させていただいた内容が実証運行業務仕様書(案)のとおりでしたが、大きな修正点がなければ、このまま開催せずに実施していきたいと思えます。

(委員)

運賃をワンコインなど低額にすれば赤字が増えるのは当然だが、よく事業者と相談して、わかりやすい運賃にしてもらいたい。そして、デマンドタクシーからの乗り継ぎに対して、追加料金となる部分の配慮をしていただきたい。

(議長)

基本、実証運行業務仕様書(案)の部分で大きな変更がなければ、このまま進めて行くということですが、料金の明確な資料がないため、時間がない中ではあるが、協議をお願いしたい。内容が決まったら協議会を開催せずとも委員の皆様にお知らせするようにお願いしたいと思います。

(議長)

その他、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか、いろいろなご意見をいただきましたので、計画案をブラッシュアップしていただきますようお願いし、それ以外は原案のとおりご了解いただくこととさせていただきますと思います。

(議長)

続きまして、協議第7号、令和元年度上野原市地域公共交通活性化協議会予算(案)について、事務局に説明を求めます。

(事務局)

それでは、協議第7号、令和元年度上野原市地域公共交通活性化協議会予算(案)についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、申し訳ありませんが本日配布の訂正後資料No.13をご覧ください。上野原市地域公共交通活性化協議会予算(案)でございます。

はじめに、上段の表の歳入でございます。

まず、1の負担金でございますが、本協議会に対しての上野原市の負担金でございます、28,735,000円を計上してございます。

次に、2の補助金でございますが、補助金収入は予定してございませんが、科目を残す関係上、1円を計上してございます。

次に、3の繰越金でございますが、平成30年度の協議会会計からの繰越金でございます、631,989円を計上してございます。

次に、4の諸収入でございますが、4,924,010円を計上してございます。

この内、4,924,000円は、国から各運行事業者に支払われました平成29年10月から平成30年9月までの運行に対する国庫補助金を協議会へ入金いただくものでございまして、千円未満の10円は預金利息を想定してございます。

歳入の合計としましては、34,291,000円でございます。

次に、下段の表の歳出でございます。

まず、1の運営費の1の会議費でございますが、こちらは委員さんへの報酬と交通費等でございます、60,000円を計上してございます。

次に、1の運営費の2の事務費でございますが、運営に関する事務費として消耗品等を想

定し、20,000円を計上してございます。

したがって、1の運営費の合計としまして80,000円を計上してございます。

次に、2の事業費の1の事業費でございますが、先ほどご承認いただきました事業計画を実施していくために、34,051,000円を計上してございます。支出の主な内容としましては、その多くがデマンドタクシーの運行委託費でございますが、その他としまして、利用登録証等を発送するための郵便料、利用登録証に使用するカードケースなどの購入費などを想定してございます。

続きまして、3の予備費でございますが、昨年度と同様に160,000円を計上してございます。

歳出の合計としましては、歳入と同額の34,291,000円となっております。

以上で、協議第7号のご説明とさせていただきます。

よろしくご協議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

(議長)

ただ今、協議第7号について、事務局から説明がありました。

何かご質問等はございますでしょうか。

協議第7号については、よろしいでしょうか。

それでは、協議第7号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

異議がないようですので、本件については、原案のとおり承認いたします。

以上で、予定されておりました本日の協議は、全部終了しました。

よろしければ、委員の皆様のご協力に感謝申し上げ、議長の座を降ろさせていただきます。

ありがとうございました。

(事務局)

佐々木会長、ありがとうございました。

続きまして、次第の3、その他でございます。

事務局からは、特にございませんが、委員の皆様からは何かございますでしょうか。

その他については、よろしいでしょうか。

よろしいようでしたら、本日は、大変お忙しいところ、また、長時間にわたり、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度第1回上野原市地域公共交通活性化協議会を閉会いたします。